

## 須崎市立図書館資料収集方針

令和7年10月15日

### (目的)

第1条 この収集基本方針は、須崎市立図書館における図書館資料（以下「資料」という。）の収集に関する必要な事項を定める。

### (基本方針)

第2条 図書館は、住民の「知る自由」を社会的に保障する機関である。図書館法第1条に明記されているとおり、「国民の教育と文化の発展に寄与すること」を達成するために資料収集方針を定める。

- 2 利用者の学習、文化、教養、調査研究、実用及びレクリエーションなどに資する資料を幅広く収集する。
- 3 図書館の自由に関する宣言（1979年 日本図書館協会総会改定）に基づき、以下の点に留意し資料を収集する。
  - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
  - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場によって、その著作を排除しない。
  - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって、資料やサービスを選択しない。
  - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄しない。また、紛糾をおそれて自己規制しない。
  - (5) 図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。

### (収集する資料)

第4条 特定の分野に限らず、高知県内に関連する資料を網羅的に収集する。特に、須崎市の行政資料及び須崎市に関連する生活、文化、産業、文学等の資料を重点的に収集する。

- 2 前項のほか、以下の資料を収集する。
  - (1) 一般図書資料
  - (2) 児童用図書資料
  - (3) 外国語図書資料
  - (4) 逐次刊行物
  - (5) 行政・郷土資料
  - (6) 視聴覚資料
  - (7) 障がい者用資料
  - (8) その他の資料

### (資料別収集方針)

第5条 前条の規定に基づき、資料別収集方針を定める。

## 2 一般図書資料

### (1) 0類（総記：図書館、図書、百科事典、一般論文集、逐次刊行物、ジャーナリズム、叢書）

- ア 須崎市及び市内公民館が発行する広報等並びに須崎市に所在する企業等の出版物及び社内報等の資料を重点的に収集する。
- イ 情報科学については、最新の情報が記述された資料を収集する。
- ウ デジタルやコンピュータに関する資料は、ソフトウェアの解説書や入門書など基本的な技術書、実用書を児童書も含め幅広く収集する。
- エ 図書館に関する資料は、専門性が高い資料まで収集する。
- オ 年鑑、名鑑等は、計画的に収集する。
- カ 各種の目録、百科事典、書誌類、読書法について収集する。
- キ ジャーナリズムに関する資料は、幅広く収集する。

### (2) 1類（哲学、宗教）

- ア 哲学、心理学、倫理学、思想書は、特定の思想・学派に偏ることなく収集する。
- イ 宗教に関する資料については、宗派に偏ることなく公平な立場で収集する。
- ウ 人生訓、教訓については、厳選して収集する。
- エ 心霊研究、スピリチュアル、易占いについては、科学的な視点をもって書かれた研究書や解説書、当該主題に関する古典的な資料について選択的に収集する。

### (3) 2類（歴史、地理、地誌、紀行）

- ア 須崎市の歴史及び文化財に関する資料を重点的に収集する。
- イ 歴史は、通史、各時代史、各国史を合わせ内容が史実に基づき正確に記述されている資料を収集する。
- ウ 伝記は被伝者についての記述が、客観的データに基づいた信頼性のある資料を収集する。
- エ 地図は、正確で信頼性が高い最新の資料を収集する。
- オ 旅行ガイドブックは、最新の資料を収集する。

### (4) 3類（社会科学：政治、法律、経済、統計、社会、教育、風俗習慣、国防）

- ア 社会福祉・防災に関する資料は市民の生命、身体および財産を災害から保護して、生活の安全を確保することを目的とし積極的に収集する。
- イ 社会科学に関係する資料は、各テーマの社会情勢の変動に合わせて新しい事項が記述された基本的文献と時代を反映した資料を収集する。
- ウ 人権、障がい者、女性、高齢者、社会保障、労働、家庭、社会福祉に関する資料は、社会情勢の変動に合わせて新しい事項が記述された資料を収集する。
- エ 政治に関する資料は、特定の党派・政治家、著者に偏らないように配慮して収集する。
- オ 経済学、経済思想、経営学及び経営管理に関する資料は、主要な理論を盛り込んだものを幅広く収集する。

- カ 各国の経済事情に関する資料は、信頼性が高く、わかりやすい資料を収集する。
  - キ ビジネス書、実用書は、最新のものを厳選して収集する。
  - ク 法律、税制などに関する資料は、基本的な文献と最新の資料を収集する。
  - ケ 教育学は、最新の資料を収集する。プレゼンテーションなど資料を収集する
  - コ 投資や蓄財に関する資料は投機等を煽るものは収集しない。
- (5) 4類（自然科学：数学、医学、薬学）
- ア ニホンカワウソの学術論文や歴史に関する資料を重点的に収集する。
  - イ 科学の進歩に対応した資料を収集する。
  - ウ 図鑑は、図版が鮮明かつ正確なもので、図版と解説が照応し、見やすい資料を収集する。
  - エ 医学の実証的研究に基づかない健康法、民間療法などに関する資料は、信頼性に留意して収集する。また、特定の食品を勧める治療法などの資料は収集しない。
  - オ 高度な専門書は収集しない。
- (6) 5類（技術：工学、工業、家政学、生活科学）
- ア 造船及びコンクリート工学に関する資料を重点的に収集する。
  - イ 技術工学書は、新しい理論、動向、技術を踏まえた資料を収集する。
  - ウ エネルギー、公害、環境問題、リサイクルなどの分野については、実用書も含めて市民が実践しやすい資料を幅広く収集する。
  - エ 建築学については、実用書からある程度専門的なものまで収集する。
  - オ 洋裁、編み物、料理、育児などは、実用的な資料を厳選して収集する。
- (7) 6類（産業：農林水産業、商業、運輸、通信）
- ア 農林水産業、運輸、木材・木製品製造業に関する資料を重点的に収集する。
  - イ 運輸、交通、通信事業については、最新の資料を重点的に収集する。
  - ウ 農林水産業については、就業等に関する実践的な資料を重点的に収集するほか、食糧問題、農村問題など幅広く収集する。
  - エ 園芸については、実用書からある程度専門的なものまで幅広く収集する。
  - オ 商業及びマーケティングについては、実用書を中心に収集する。
  - カ 経営、起業、就業支援等に関する資料は幅広く収集する。
- (8) 7類（芸術：美術、音楽、演劇、スポーツ、諸芸、娯楽）
- ア 釣り及びキャンプ等の屋外アクティビティに関連する資料を重点的に収集する。
  - イ カヌー、オープンウォータースイミング及びスケートボード等のスポーツに関連する資料を重点的に収集する。
  - ウ 市内で開催された展覧会等に関連する資料を重点的に収集する。
  - エ 美術全集は、幅広く定評のある作品を作家別、時代別、作品形態別などに網羅している資料を収集する。
  - オ 彫刻、絵画、版画、書道、写真については、基礎的な技法書、解説、研究書及び歴史に評価を受けた著名な作家の作品集を収集する。
  - カ 音楽については、理論、歴史、各技法、解説、楽譜及び著名な音楽家の伝記を収

集する。

- キ 演劇、芸能、映画については、基本的な資料を厳選して収集する。
- ク 芸術家・スポーツ選手等が主題となる資料については、その従事する芸術やスポーツの技術解説的な資料について選択的に収集する。
- ケ 各スポーツの案内、技術解説書は、一般的に関心が高い種目を中心に収集する。
- コ 茶道、華道などについては、主要な流派のものを厳選して収集する。
- サ 諸芸、娯楽などの実用書は、一般的に関心が高いものを中心に収集する。なお、ゲームソフト等の攻略本は収集しない。

#### (9) 8類 (言語)

- ア 日本語について書かれている資料は、話し方、手紙の書き方などの実用書を含め、専門的なものまで幅広く収集する。
- イ 外国語について書かれている資料は、各種辞典の他、語学の習得に資する資料を中心に収集する。

#### (10) 9類 (文学)

- ア 文学理論、文学史、作家研究、作品研究などは、ある程度専門的なものまで収集する。
- イ 日本の古典作品は、作家、原典などの違いに考慮し、注釈書、対訳書も含め収集する。
- ウ 文学全集は類似のものも多いので、収録作品等の特色に留意して収集する。
- エ 詩歌については、各時代の代表的なものを作品、評論とも収集する。
- オ 現代の俳句、短歌、詩については、一般的な文芸時評等の評価などを基本に収集する。
- カ 現代小説、エッセイなどは、利用者の関心・話題性を考慮して幅広く収集する。
- キ 外国文学は、利用者の関心、話題性、文学史的視点も考慮して収集する。

#### (11) ヤングアダルト図書(YA)

- ア 収集にあたっては、その主題、表現方法、装丁、活字の大きさ等が利用対象者に適していることに留意する他は、一般用図書資料に準じて収集する。
- イ 一般向けに出版されたものであっても、資料として類書がなく、ヤングアダルト世代の利用が見込まれるものは収集する。

#### (12) 児童書研究資料

- ア 小中学校、図書館ボランティア等が利用する資料は幅広く収集する。
- イ 作家、作品研究に関する資料を収集する。
- ウ 児童書についての研究資料、児童の読書活動及び図書館等の児童サービスについての資料や参考書を収集する。

### 3 児童用図書資料

0歳からおおむね13歳未満の利用者(以下「児童等」という。)を対象とした資料である。内容、表現、外観、形態などが児童等に適している資料を収集する。

#### (1) 児童文学

日本文学、外国文学ともに、自発的な読書を楽しむ児童等に適した資料を、古典から現代文学まで幅広く収集する。

(2) ノンフィクション（0～8分類）

児童等の興味や関心に応えられる資料を、記述内容の正確さ、数値情報の新しさ、出典の明示などを考慮しつつ、幅広く収集する。

(3) ヤングアダルト

13歳からおおむね20歳の子どもから大人になりつつある世代に向けた資料を収集する。多様な進路選択や部活動、学校生活などに役立つ資料を幅広く収集する。

(4) 絵本

絵が物語の重要な部分を担い、言葉と絵が一体となって物語を表現する絵本は、子どもが初めて出会う本であり、名作として一定評価の定まった資料を収集する。創作絵本、昔話絵本から科学絵本まで幅広く収集する。

(5) 紙芝居

紙芝居は、集団への実演に向く特性を活かし、道徳・生活・自然科学を含む様々なジャンルから幅広く収集する。高齢者用の紙芝居も収集する。

4 外国語図書資料

日本の生活習慣や文化などを紹介した図書を収集する。外国語に翻訳されている日本の作家の資料また海外で出版された作品などを原著収集する。また、外国語で書かれた絵本、中高生が学習に使う資料等も必要に応じて収集する。

5 逐次刊行物

(1) 新聞

ア 全国紙を中心に収集する。外国紙については、必要に応じて収集する。

イ 政党新聞は、特定の政党に偏らないように配慮して収集する。

ウ 業界紙は厳選して収集する。

(2) 雑誌

ア 社会の動向や地域性、児童等及び中学生、高校生世代を含めた各年齢層の需要を考慮しつつ、市民の学習意欲の向上に資する各分野の雑誌を厳選して収集する。

イ 雑誌スポンサー制度の導入からスポンサーの希望を考慮した雑誌を収集する。

6 行政・郷土資料

(1) 国、高知県内、須崎市に関連する資料を幅広く収集する。

(2) 市民の文化・芸術活動の記録として冊子やパンフレット、プログラム、公民館活動など留意して収集する。

(3) 須崎市地区公民館、その他機関で発行された資料を幅広く収集する。

(4) 冊子（パンフレット・リーフレット等）については、国、高知県内、須崎市に関連する資料で発行者が公的機関であるものを対象に厳選し収集する。

(5) 子どもたちが地域の課題や文化を学ぶために須崎の伝統・文化・歴史関連資料を収集する。

(6) 須崎市にある企業について関連資料を厳選して収集する。

## 7 視聴覚資料

- (1) 落語及び朗読については、代表的なものを中心に収集する。
- (2) 映画については受賞歴、一定の評価の定まった資料を収集する。

## 8 障がい者用資料

読書の障がいを取り除き又は軽減できる資料を収集する。墨字での図書利用が困難な方へ提供する録音図書資料等（テープ、DAISY 図書資料及び点字図書資料）である。市立図書館障がい者サービス登録者の利用が見込める資料を、マルチメディアプレイヤー（DAISY）図書資料を中心に収集する。

## 9 マンガ

一定の評価の定まった作品、県出身者の作品については積極的に収集する。

## 10 その他の資料

- (1) 市民からの図書資料の寄贈については、須崎市立図書館寄贈資料受入基準に基づき、受け入れを検討する。
- (2) 学校や保育園、地域団体等の団体登録利用者を考慮して資料を収集する。
- (3) 鑑賞を目的とした個人の写真集、ゲームの攻略本は収集しない。
- (4) 学習参考書、書き込み式資格問題集などは原則として収集はしないが、利用者の要望を考慮して必要があれば収集する。
- (5) 特定の政治団体、宗教団体からの寄贈は受けない。

（収集しない資料）

第6条 次の資料は収集しない。

- (1) 利用が見込めない高度に学術的な資料
- (2) 個人利用を主とする書き込み式の学習参考書、各種問題集、付録や工作用の切り取り、組み立てを目的とする資料。なお、仕掛け絵本のように破損しやすい装丁の資料等、耐久性に問題があると思われる資料は、資料価値を考慮し、慎重に収集を検討する。
- (3) 長期間にわたる利用が見込めない一時的な関心に答えることを目的とする資料。
- (4) 指定有害図書等に代表される、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある資料。
- (5) 公序良俗に著しく反し、あるいは犯罪を助長するような資料。
- (6) 造本、印刷等が図書館での利用に耐えられない資料。